

第2節 手数料

手数料については、瀬戸内市消防手数料条例（平成16年11月1日条例第56条）によるほか、次によること。

1 許可申請手数料

- (1) 設置許可又は変更許可申請の提出後であって、許可前に指定数量の倍数変更をする場合
 - ア 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が増加することとなるときは、増加後の数量に係る手数料との差額が必要であること。
 - イ 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が減少することとなるときは、すでに申請に関する審査、手続き等の役務の提供が開始されているので、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないものであること。
- (2) 設置許可を受けた製造所等で、完成検査前に変更許可申請をする場合
 - ア 指定数量の倍数に変更がないときは、設置許可手数料額の2分の1となるものであること。
 - イ 指定数量の倍数に変更があるときは、増減後の倍数に対応する設置許可手数料額の2分の1となるものであること。

2 完成検査申請手数料

設置又は変更の完成検査申請をする場合（S. 48. 8. 2 消防予第122号質疑）

- (1) 設置の完成検査前に変更許可を受け、完成検査申請をするときは、設置の完成検査申請手数料となるものであること。
- (2) 設置又は変更の許可を受けた後に、倍数を変更して完成検査申請をするときは、変更後の倍数をもとにした完成検査申請手数料となるものであること。
- (3) 設置又は変更の許可を受け、工事が完成する見込みで完成検査申請を行った後に、当該完成検査前に変更許可申請が行われた場合で、完成検査検査手数料が増加するときは、当該手数料との差額が必要となり、減少するときは、その差額は返還しないものであること。

3 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請手数料

次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に係る変更許可の申請手数料については、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなした手数料となるものであること。

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体並びに基礎及び地盤、地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤の変更以外の変更の場合

4 完成検査前検査申請手数料

完成検査前検査申請をする場合

- (1) 溶接部検査手数料は、特定屋外タンク貯蔵所でタンク本体の変更に係る工事について必要となるものであること。
- (2) 基礎・地盤検査手数料は、特定屋外タンク貯蔵所で、基礎・地盤の変更に係る工事について必要となるものであること。
- (3) その他詳細については、執務資料編4「水張（水圧）検査実施要領」によること。

5 移送取扱所に係る申請手数料

移送取扱所の許可申請及び完成検査申請をする場合

- (1) 許可申請及び完成検査申請の手数は、配管の延長、最大常用圧力を基準として算定すること。
- (2) 配管が2条以上ある場合は、配管の長さの合計ではなく、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち、最大のものを算定すること。